

今定例会で可決 した意見書(全文)

今定例会で可決した意見書は次のとおりです。意見書は関係機関に提出しました。

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

内閣府は平成27年11月の月例経済報告において、「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」と発表した。しかしながら、改善基調が鮮明な大企業ほど中小企業には回復基調の実感はなく、小規模事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況である。

こうした中、東京都が継続実施している「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置」は、区民の過重な税負担を緩和し、厳しい経営環境にある小規模事業者にとっても、事業の継続や経営の健全化への大きな支えとなっている。

東京都がこれらの軽減措置を廃止すれば、区民や区内小規模事業者の経済的・心理的負担は極めて大きく、景気に与える影響が強く危惧される。よって、足立区議会は東京都に対し、下記事項について平成28年度以降も継続するよう強く求めるものである。

1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置

減措置

2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を2割減額する減免措置

3 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(東京都知事あて)

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等、身体への強い衝撃により脳脊髄液が漏れ、頭痛、めまい、吐き気、倦怠感等の様々な症状が発症する病気である。その症状は、外見には見えないため、医療現場や交通事故時の保険関係者の無理解に患者及び家族は肉体的、精神的な苦痛を味わってきた。

国は、平成19年に厚生労働省研究班を立ち上げ、平成23年には脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の診断基準が定められた。また、平成24年にはブラッドパッチ療法が「先進医療」として承認され、平成26年1月に行われた先進医療会議においては、ブラッドパッチ療法の有効率は82%(527件中432例が有効)と報告されたところである。さらに、「外傷を機に発生する、脳脊髄液の漏れ」の診断基準の研究がなされており、ブラッドパッチ療法の保険適用が切に望まれる。

よって、足立区議会は政府に対し、下記事項の早期実施を強く求めるものである。

記

1 脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)を保険適用とすること。

2 厚生労働省の研究事業において、18歳未満の症例を加えること。

3 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣あて)

中学校夜間学級の整備と拡充を求める意見書

現在、中学校夜間学級は全国8都府県に31校しかなく、北海道、東北、北関東、中部に加え四国や九州には、自主夜間中学はあっても、中学校夜間学級は1校もない状況である。全国夜間中学校研究会の推計によると、15歳を過ぎて義務教育が修了していない者は、百数十万人にも上るとされている。また現在、中学校夜間学級在籍者のうち外国人が占める割合は8割を超え、その約6割は日本語の習得を目的としている。この中学校夜間学級で学ぶ外国人の中には、日本の義務教育を終えていないために、就職や進学ができず困っている方も多くいる。

地域においては言葉とともに、日本の文化や社会の仕組みについて知らない、長く住む上でいろいろな問題が生じる。中学校夜間学級の現状から考えると、日本に住み、日本語を学びたい外国人に対応した整備と拡充が求められる。

足立区には中学校夜間学級が設置されているが、他の地域においては、中学校夜間学級の入学要件が「市内在住」もしくは「市内での正規就労6カ月以上」等となっており、中学校夜間学級が開設されている市外に住む方々の就学の機会が制約されている状況がある。このような現状に適切に対応することで、地域の活性化、治安の改善にも資すると考えられる。また、政府が掲げる一億総活躍社会を実現するため、希望する人々に対して中学校夜間学級への就学の機会を、国籍や居住地等に関係なく提供できるようにすべきである。

記

1 年齢や国籍、居住地に関係なく希望する誰もが学べる中学校夜間学級の全都道府県への設置を促進すること。

2 中学校夜間学級における日本語教育のため、教員の加配を含めた専門家の配置について、国と都道府県が連携して財政支援を行うこと。

3 義務教育未修了者や在留資格を持つ外国人が、中学校夜間学級の情報を入手しやすいように配慮した広報の展開や、低所得者に対する授業料減免などの誘導策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(内閣総理大臣、文部科学大臣あて)

子どもの医療費助成制度等地方単独事業への「国民健康保険給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置」の見直しを求める意見書

国は、子どもの医療費の窓口負担を減免している自治体に対し、「国民健康保険給付費負担金及び普通調整交付金減額措置」を行っている。自治体の医療費助成の独自施策に対する国民健康保険の減額措置は、国保財政を悪化させるばかりでなく、子育て支援にも影響を与えるものである。

本来、国は、子育て・少子化対策等の取り組みを全国統一的に行うべきである。しかしながら、子ども医療費の無料化などの助成制度は、子育て世代の負担軽減と少子化対策として全国の自治体で行っており、当区においても、子ども医療費助成制度が平成5年10月から実施されている。

この「国民健康保険給付費負担金及び普通調整交付金減額措置」の見直しについては、平成27年6月10日の第85回全国市長会議でも「子どもの医療費助成制度等地方単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること」の提言が出されており、国も現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論していく必要がある。

よって、足立区議会は政府に対し、子どもの医療費助成制度等地方単独事業への「国民健康保険給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置」について見直しを行うよう強く求めるものである。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

委員会活動

委員会名	日程	主な内容			
		議案	審査 請願	陳情	報告 その他
総務委員会	11月5日(木)		1		2
	12月4日(金)	2			
	12月7日(月)	10		3	5
	12月21日(月)	2			
区民委員会	11月5日(木)			2	4
	12月8日(火)	6		3	6
産業環境委員会	11月6日(金)				6
	12月10日(木)				3
厚生委員会	11月6日(金)			3	4
	12月11日(金)	6		3	2
建設委員会	11月9日(月)			3	2
	12月11日(金)	3		4	5
文教委員会	11月10日(火)			3	4
	12月14日(月)	2		4	5
議会運営委員会	11月4日(水)			1	
	12月1日(火)				
	12月9日(水)			1	
	12月17日(木)				
交通・都市基盤整備調査特別委員会	11月10日(火)			1	2
	12月15日(火)			1	4
待機児童・子ども貧困対策調査特別委員会	11月11日(水)			2	4
	12月15日(火)			2	5
災害・オウム対策調査特別委員会	11月12日(木)		1		2
	12月16日(水)		1		2
工務調査特別委員会	11月12日(木)			1	
	12月16日(水)			1	1

議会を傍聴してみませんか

傍聴は、議会活動を知るもっとも手近な方法です。本会議や委員会は、定員の範囲内でどなたでも傍聴できます。開会予定時刻の1時間前から30分前までに本庁舎6階の区議会事務局にて受付し、定員を超えた場合は30分前に抽選を行います。磁気ループ(難聴者補助設備)の利用を希望する場合は、傍聴する会議の前日(前日が閉庁日の場合は、直前の開庁日)の午後5時までにご連絡をお願いいたします。

【問い合わせ先】区議会事務局議事係 03-3880-5797



て見直しを行うよう強く求めるものである。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。(内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣あて)【いずれも12月21日議決】

平成27年中の区議会傍聴延べ人数

区分	人数
本会議	538人
委員会	777人
計	1,315人